平成２１年（フ）第８３３号
愛知県海部郡大治町大字西條字壱町田24番地カトルセゾンＡ―203、開始決定時の住所愛知県海部郡美和町大字篠田字澤口14番地の４
破産者　松岡龍男こと　鄭　　龍男
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２２１３号
京都市中京区小川通押小路上る古城町359番地　静山荘１－２、前住所京都市中京区堀川通六角下る壺屋町256番地　Ｋｉｓグローブ竹301号、前々住所京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1148番地
破産者　水谷　　進
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字牛ノ脊13番地
破産者　お茶の山甚園こと　山口　正和
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第７７１０号
大阪府箕面市箕面８丁目16番24号
破産者　川島　勝利
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５３号
神戸市灘区青谷町４丁目５番15号　パナハイツ青谷102号
破産者　兒玉　祐子
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８２号
神戸市長田区片山町３丁目11番６―105号、前住所神戸市中央区花隈町５番21―129号
破産者　お食事処三昧こと　木村　眞勝
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７８号
神戸市長田区滝谷町３丁目３番17号、住民票上の住所神戸市長田区四番町８丁目12番地クルーセ長田駅前502号
破産者　井上　哲朗
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４９号
高知県安芸市矢ノ丸３丁目５番31号
破産者　小原美恵子
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
福岡県久留米市上津町2192番地659
破産者　大島　豊治
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第９９９号
熊本市九品寺６丁目６番79―105号
破産者　吉田　和信
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２号
熊本県熊本市下南部３丁目２番１号
破産者　吉田　幸美（旧姓井戸）
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２９号
熊本県球磨郡あさぎり町岡原南2745番地４、住民票上の住所熊本県人吉市大畑町2812番地７
破産者　立本　　心
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第６８４号
大分市賀来北１丁目３番31号小出アパート101、開始決定時の住所大分県由布市庄内町龍原361番地１
破産者　上田　臣治
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７３０号
大分市牧上町４番17号エクセル佐藤102号、開始決定時の住所大分市大字横尾3773番地の９
破産者　戸高　嘉文
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２３６号
大分市大津町２丁目６番１Ａ８―45号
破産者　岡本　健二
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字山長34番地25、住民票上の住所仙台市太白区茂庭字大沢13番地の３―105
破産者　佐々木貴博
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５号
石川県加賀市箱宮町ウ55番地
破産者　谷岡　清利
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第１６３号
岐阜県不破郡垂井町栗原1555番地の１
破産者　山田　光行
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第５０５号
滋賀県草津市上笠３丁目24―25、住民票上の住所滋賀県草津市上笠２丁目７番17号
破産者　二宮　篤史
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部